

売上拡大・確保の取り組みを支援します!!

近江八幡商工会議所

# 物価高騰対策 販売促進支援金

物価高騰の影響を受けている中小・小規模事業者の皆様を支援するため、  
売上確保・拡大につながる販売促進の取り組みのうち、広告宣伝費の一部を補助します。

## ● 補助対象者

近江八幡市内（安土町を除く）に事業所を有する、または当所の特別会員で滋賀県内に事業所を有する中小・小規模事業者

## ● 補助対象経費

今後の事業活動に資する販売促進の取り組みのうち、**広告宣伝**に要する経費

## ● 補助対象期間

令和4年5月27日（金）～9月30日（金）  
※上記期間内に取り組みを行い、支払いまで完了したものが対象となります。

補助金額

# 5万円 定額補助

税抜き5万円以上の取り組みに対して定額を補助します。

※5万円未満の取り組みは対象外となります。

申請期間

令和4年**9月1日**（木）～**9月30日**（金）

## 補助対象の例



チラシ・パンフレットの作成



フリーペーパーへの  
広告掲載



SNS 広告



WEB サイトの構築や改修

詳しくはコチラ



お問い合わせ

近江八幡商工会議所

〒523-0893 近江八幡市桜宮町231-2

電話 0748-33-4141

FAX 0748-32-0765